

尼崎市経営再建プログラム

平成 17 年度改革改善取組(案)

平成 17 年 2 月

尼 崎 市

尼崎市経営再建プログラム

平成17年度改革改善取組(案)

目 次

はじめに	1
収支見通し	
1 平成17年度取組による改善状況	2
(参考)平成16年度決算見込み	3
2 今後の収支見通し	
(1)前提条件	4
(2)試算結果	5
3 収支改善の目標	6
4 プログラムによる改善状況	7
改革改善項目	8
1 平成17年度実施予定項目	
(1)人件費の抑制を図る	10
(2)外郭団体の経営改善、統廃合を進める	11
(3)公共施設の再配置と統廃合を進め、市有財産の有効活用を図る	12
(5)事務事業をゼロベースで再構築する	14
(7)新たな行政経営システムの確立と、まちの価値を高める取組を進める	20
2 (参考)平成18年度以降の主な実施予定項目	21

はじめに

直面する財政再建団体転落の危機を回避するとともに、収支均衡を図り、財政の構造的問題を年次的に改善するため、１５年２月に尼崎市経営再建プログラム（以下「プログラム」という。）を策定した。

このプログラムを基本として計上した改革改善項目を着実に実行していくことにより、再建を確実なものにしていく必要があるが、社会経済環境の先行きも不透明な中で、経済変動や制度変更などの状況変化に柔軟に対応していかなければならない。

このような考えのもと、プログラム計上事業の具体化や内容変更に加え、新たな取組項目を追加し、昨年１０月に「平成１７年度改革改善取組（素案）」を公表した。

その後、１２月には兵庫県が「行財政構造改革推進方策後期５か年の取組み」に基づく福祉医療制度の見直し案を示したことから、本市の対応を取りまとめ、平成１７年度の取組に追加することとした。

また、「保健センターの統合」、「地域振興課の機能強化」及び「支所市民課、出張所の統合」については、アンケート調査や意見交換会などを通じて出来る限り市民意見の把握に努めるとともに、行財政改革調査特別委員会で協議を頂き、これを踏まえて一定の見直しを行った。

この結果、プログラム策定当初には１９年度末に８００億円もの収支不足が見込まれたが、これまでの２年間の取組に加え、１７年度に予定している改革改善や財源対策を講じることにより約６００億円が改善され、現段階において、収支不足額は約２００億円まで圧縮できる見通しであるが、今後、現計画を予定通り実行したとしても、最終年度になお実質的な収支不足が残り、更に、国の三位一体改革の影響など予断を許さない状況にある。

こうしたことから、今後も、プログラムに掲げる項目について確実に実行することはもとより、さらなる改革改善の取組を一層進めていく必要がある。

収支見通し

1 平成17年度の取組による改善状況

平成 16 年 10 月時点で見込んだ 17 年度の収支は、収益事業収入の落込みなどもあり、90 億円近い多額の収支不足が生じる見込みであったが、定数削減をはじめ 30 億円に及ぶ改革改善に取り組むとともに、基金や市債などの財源を活用することによって、収支均衡の予算を編成することができた。

(17 年度予算案 (一般会計 一般財源ベース))

単位:億円

		予算案 A	16年10月時点 での17年度収 支見込み B	比較 A-B	主な増減要因	
					改革改善等	その他制度変更等
歳入	市税収入	701	696	5		5 法人市民税 7、個人市民税 1 等
	地方交付税	177	175	2		2 普通交付税 1 等
	地方譲与税等	105	93	12		12 所得譲与税 8、地方消費税 交付金 2 等
	収益事業収入	12	17	5		5 競艇場事業売上減
	その他	144	80	64	74 財産売却 28、基金繰入 金 25、市債活用 21	10 臨時財政対策債 13、都市 整備会計繰入金 2 等
	計	1,139	1,061	78	74	4
歳出	人件費	354	363	9	9 定数削減等 9	0
	扶助費	127	128	1	5 福祉医療費助成(17年度 県行革)等 5	4 補助金充当減(三位一体改 革) 3 等
	公債費	193	191	2	0	2 補助金充当減(三位一体改 革) 1 等
	その他経常的経費	385	374	11	0 枠配分予算 4、ク リーンセンター等 4	11 介護保険会計繰出金 4、老 人保健医療会計繰出金 2、 その他物件費等
	投資的経費	80	93	13	4 外郭団体建設償還金 12、支所・保健センター 統合等 8	9 投資的事業抑制 等
	計	1,139	1,149	10	18	8 * 補助金充当減(三位一体改 革)合計 7
差引収支		0	88	88	92	4

* 16年10月時点で見込まれた16年度における収支不足額 8 億円は解消される見込みである。(次頁参照)

単位:億円

		予算案 A	16年10月時点 での17年度改 善見込み B	比較 A-B	備考
収支改善	改革改善	30	33	3	
	17年度実施予定	27	31	4	* 項目等については、8 ページ以降「 改革改善項目」に記載
	16年度以前実施	3	2	1	* 16年度以前に実施した項目のうち段階的实施や平年度化により17年度に 効果を生じるもの(退職手当見直し等)
	財源対策	62	55	7	(増減の内訳) 基金 15 (10 → 25)、市債活用 9 (30 → 21)、外郭団体建設償還金 2 (14 → 12)、遊休地売却 3 (1 → 4) 等
	計	92	88	4	

* 16年10月時点での17年度改善見込みの財源対策欄は、16年2月時点の財源対策予定額を計上

(参考) 平成 16 年度決算見込み

当初予算において 26 億円の収支不足が見込まれたが、法人市民税や普通交付税などの増加に加え、一層の歳入確保と経費節減に努めた結果、収支不足は解消し、さらに予定していた基金の取崩しも圧縮できる見込みである。

(16 年度決算見込み(一般会計 一般財源ベース))

単位:億円

		16年度当初 予算 A	決算見込 み B	比較B-A	主な増減要因
歳入	市税収入	698	709	11	法人市民税10、個人市民税 1
	地方交付税	164	173	9	普通交付税 9
	地方譲与税等	97	97	0	
	収益事業収入	26	25	1	競艇場売上減
	その他	156	142	14	基金繰入金 19、繰越金 3 等
	うち基金繰入金	26	7	19	財政調整基金 8、公共施設整備基金 11
	計	1,141	1,146	5	
歳出	人件費	389	368	21	退職手当 7、退職手当償充当 5、その他 9
	扶助費	123	117	6	生活保護扶助費 3、心身障害者(児)医療費助成 2 等
	公債費	195	194	1	一時借入金利子等 1
	その他経常的経費	377	376	1	予備費 6、積立金 2、介護保険会計繰出金 1、老人保健会計繰出金 1 等
	投資的経費	83	91	8	土地開発基金取得用地買戻し12、市債活用 2 等
	計	1,167	1,146	21	
差引収支		26	0	26	

単位:億円

		16年度当初 予算 A	決算見込み B	比較B-A	主な増減要因
収支改善	改革改善	55	57	2	御園公園跡地売却 3 等
	財源対策	60	42	18	基金 19、市債活用 2、遊休地売却 1
	計	115	99	16	

2 今後の収支見通し

平成 17 年度予算案を基礎として、現行制度(税制改正見込む)等を基本に一定の前提条件のもと、19 年度までの収支状況を見通した。

(1) 前提条件

ア 歳入

- a 市税収入：据え置きとした。ただし、個人市民税については、納税義務者数の減少傾向を、固定資産税については、17 年度と同程度の地価下落率を 18 年度において反映した。
- b 地方交付税
 - ・普通交付税：市税等の減収額の 2 分の 1 相当額が各年度補填されるとした。
- c 地方譲与税等：据え置きとした。
- d 収益事業収入
 - ・競艇場事業収入：据え置きとした。
- e その他：据え置きとした。

イ 歳出

- a 人件費：昇給 1.8%、ペア 0.0%で算出した。また、職員の退職、新規採用に伴う新陳代謝効果を加味した。
- b 扶助費：生活保護費など、ここ数年の傾向を反映し、統計的手法で算出した。
- c 公債費：発行済みの市債の償還額に、新たに発行予定の市債分を加算した。なお、18 年度以降は 17 年度発行額をベースとした。
- d その他の経常的経費
 - ・物件費、維持補修費：据え置きとした。
 - ・その他：ここ数年の傾向や今後の見込額を考慮した。
- e 投資的経費：17 年度をベースに一定の投資的経費の水準を見込んだ。

(2) 試算結果

平成 18 年度以降、何も対策を講じなければ、100 億円程度の収支不足となるなど、依然として厳しい状況が見込まれる。

(17 年 2 月時点収支見通し)

単位：億円

		15年度 決算	16年度 決算見込み	17年度 予算案	18年度	19年度
歳 入	市税収入	723	709	701	698	696
	地方交付税	160	173	177	170	171
	地方譲与税等	87	97	105	99	99
	収益事業収入	28	25	12	12	12
	その他	160	142	144	67	67
	計	1,158	1,146	1,139	1,046	1,045
歳 出	人件費	389	368	354	359	366
	扶助費	114	117	127	129	131
	公債費	186	194	193	183	174
	その他経常的経費	367	376	385	389	391
	投資的経費	98	91	80	85	83
	計	1,154	1,146	1,139	1,145	1,145
差引収支 a		4	0	0	99	100
累積収支		4	0	0	99	199

3 収支改善の目標

改革改善の取組により収支不足の解消を図り、構造改善に努めるが、なお、残る収支不足に対して財源対策を講じる。

(改善後の収支見込み)

単位：億円

		15年度 決算	16年度 決算見込み	17年度 予算案	18年度	19年度	18～19年度 の計
差引収支(5ページ収支見通し) a		4	0	0	99	100	199
収支改 善	改革改善 b	(42)	(57)	(30)	40	48	88
	財源対策 c	(56)	(42)	(62)	59	54	113
	計 d b+c	(98)	(99)	(92)	99	102	201
改善後の収支 e a+d		4	0	0	0	2	2
累積収支		4	0	0	0	2	

○ 構造改善の進捗状況

計画どおり改革改善を推進することにより、最終年度で収支均衡は図れる見込みであるが、市債の活用や債務の繰り延べに依存するなど、依然として構造面での課題を解消しきれておらず、市債などの財源対策を除いた実質的な収支不足額は80億円程度となっている。

こうしたことから、今後も、更なる改革改善の取組を強化するなど、可能な限り構造改善に努める一方、三位一体改革の動向等今後の地方税財政制度のあり様を見据えたなかで、財政の健全化に向けた検討を進めていく。

(参考) 財源対策の内訳

単位：億円

		15年度 決算	16年度 決算見込み	17年度 予算案	18年度	19年度	18～19年度 の計
財源 対策	基金取崩し	(0)	(7)	(25)	16	13	29
	遊休地売却	(13)	(3)	(4)	1	1	2
	外郭団体建設償還金	(14)	(14)	(12)	12	10	22
	市債活用	(29)	(18)	(21)	30	30	60
	合計 c	(56)	(42)	(62)	59	54	113

4 プログラムによる改善状況

計画期間の5か年で当初見込まれた800億円を超える収支不足に対しては、改革改善の取組により約500億円削減、また、残り約300億円については、財源対策を講じることにより、最終年度での収支均衡を確保する計画であった。

これまで、改革改善等の取組について、約600億円を既に実行に移し、その結果、計画最終年度での累積収支不足額は、現時点では、約200億円の見込みとなった。

(これまでの取組による効果額等)

単位:億円

	これまでの取組による効果額				18年度以降 の改善目標 額 B	合計 C	A+B	(参考) 14年10月時点
	15年度	16年度	17年度	計 A				
改革改善	*1 166	*2 165	*3 60	391	88	479		537
財源対策	56	42	62	160	113	273		273
計	222	207	122	551	201	752		810
(参考)新規取組件数	219	54	23	296	17	313		291

(参考)効果額の積算内訳

単位:億円

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	計
H15年度改革改善	42	31	31	31	31	*1 166
H16年度改革改善	-	57	36	36	36	*2 165
H17年度改革改善	-	-	30	15	15	*3 60

*各年度における初年度の額は、6ページの表「改善後の収支見込み」欄に記載している当該年度の改革改善効果額

*次年度以降に計上している額は、初年度効果額のうち定数削減など後年度にも効果が及ぶ構造改善額

改革改善項目

— 改革改善項目の記載方法 —

1 項目

- ・ 改革改善項目については、執行方針ごとに、平成 15 年 2 月の経営再建プログラムに記載されている順序を基本とし、既に実施した項目の削除や新たな項目の追加などを行い掲載している。
- ・ 表中「15 年 2 月ページ」欄は、平成 15 年 2 月の経営再建プログラムにおける掲載ページを示している。
- ・ 新たに追加した項目については、表中「15 年 2 月ページ」欄に「追加」と表示している。
(例) 平成 16 年度追加項目 「H16 追加」 平成 17 年度追加項目 「H17 追加」

2 効果額

- ・ 効果額については、原則として平成 17 年度予算案の事業費を基に、17 年度における単年度効果を、一般財源ベースで四捨五入により百万円単位で表示している。
- ・ 職員定数削減による効果額については、それぞれの項目に計上しているが、併せてその総額について「人件費の抑制を図る」において一括して計上している。
なお、効果額は、平均人件費(@9,283 千円)で算出している。
- ・ 改革改善の効果が、複数の執行方針に重なる場合にあっては、それぞれの項目で重複計上している。
- ・ 各執行方針ごとの合計欄における「収支改善額」は、上記重複計上額を整理するとともに、職員定数削減効果について新採単価に置き換えている。

3 その他

- ・ 今回の見直し項目を含む一部の項目について、平成 16 年 10 月時点から改革改善の方向欄等の文言を修正、追記している。
- ・ 参考として、平成 18 年度以降の主な実施予定項目を一括して掲載している。

1 平成17年度実施予定項目

(1) 人件費の抑制を図る

単位:百万円

№	15年2月 ページ	事業名等	事業概要	改革改善の方向	効果額
					17年度
1	67	職員定数の削減	1 対象 全職員 2 意図 職員定数の適正化を図ることにより人件費を抑制する。 3 手段 事務事業の見直し、業務の民間委託化、執行体制の効率化 4 事業費 一般職 3,687人 40,431百万円	1 改善内容 事務事業の見直し、執行体制の効率化、業務の民間委託、公共施設の統廃合等の取組を行うとともに、希望退職を募り、管理職層を含めて5年間で少なくとも900人の定数削減を行う。 2 改善理由 職員定数の適正化を図るため。 3 実施時期 平成15～19年度	1,560
2	67	昇給制度の見直し	1 対象 全職員 2 意図 公務遂行能率の実態に即した昇給制度に是正する。 3 手段 経過措置(～H15)を設け58歳昇給停止を実施	1 改善内容 58歳昇給停止措置に引き続き、経過措置を設け55歳まで昇給停止年齢を引き下げる。 2 改善理由 国に準じた昇給制度の導入を図るため。 3 実施時期 平成17年度 経過措置を設けて実施 平成20年度 本格実施	-

執行方針1 効果額合計	1,560
-------------	-------

収支改善額	742
-------	-----

1 平成17年度実施予定項目

(2) 外郭団体の経営改善、統廃合を進める

単位:百万円

№	15年2月 ページ	事業名等	事業概要	改革改善の方向	効果額
					17年度
1	69	外郭団体 経営改善	1 対象 外郭団体に対する補助金・委託料 2 意図・手段 行政を補完・代替する機能を果たしている外郭団体について、補助金・委託料を支出する。 3 事業費 6,487百万円	1 改善内容 外郭団体の高コスト体質の是正を図るため、3か年で経営目標改善額の達成を図る。 2 改善理由 各外郭団体が適正なコストで運営できる仕組みを構築することにより、補助金・委託料の見直しを図る。 3 実施時期 平成15年度～17年度 実施	36

執行方針2 効果額合計	36
-------------	----

収支改善額	36
-------	----

1 平成17年度実施予定項目

(3) 公共施設の再配置と統廃合を進め、市有財産の有効活用を図る

単位:百万円

№	15年2月 ページ	事業名等	事業概要	改革改善の方向	効果額
					17年度
1	70	保健センターの統合	1 対象 市民等 2 意図 保健サービスの提供を行い、健康の保持・増進を図る。 3 手段 ・乳幼児健診、リハビリテーション事業、精神保健事業、予防接種など ・母子保健、老人保健、精神保健、難病関係等の相談及び訪問	1 改善内容 6行政区に配置している保健センターは、フェスタ立花南館に1か所統合する。 ただし、地域に密着した相談、訪問、乳幼児健診、リハビリテーション事業及び精神保健事業などは各地区の拠点施設で実施する。 2 改善理由 市民サービスの効果的な提供を行うとともに、事務処理の効率化を図る。 3 実施時期 平成17年度 施設改修等 平成18年4月 実施	
2	70	地域振興課の機能強化	1 対象 市民等 2 意図 地域コミュニティ及び協働のまちづくりの推進を図る。 3 手段 ・地域における協働のまちづくりの推進 ・コミュニティの推進 ・各種団体との連絡調整 ・災害救助 ・市政に関する市民の要望等の市民相談 など	1 改善内容 協働のまちづくりと地域コミュニティの創造を図る拠点として、それぞれの地域における様々な活動や団体・グループの側面的支援を行うため、新たな交流の場の創出とネットワークづくり、情報提供・相談助言、人材の発掘・育成支援、各種団体への側面的支援と連携など、その機能を充実させる。併せて、保健や福祉、社会教育、学校など地域における様々な行政分野間を調整する機能の強化を図る。 2 改善理由 地域の個性や特色に十分配慮しながら、より地域が主体となったコミュニティの推進を図る。 3 実施時期 平成17年度 施設改修等 平成18年4月 実施	-462
3	70	支所市民課、出張所の統合	1 対象 市民等 2 意図 戸籍、住民異動、国民健康保険などに関するサービスを行う。 3 手段 ・証明書の発行 (住民票の写し、戸籍謄抄本、印鑑証明書、市県民税課税額証明書、納税証明書など) ・届出・相談・収納 (出生届、婚姻届、転入届、転出届、印鑑登録・廃止届、国民健康保険の加入・脱退・変更届、国民年金の加入・脱退・変更届など)	1 改善内容 支所市民課・出張所の12の窓口を、利便性の高い13つの駅周辺(阪急塚口駅、JR尼崎駅、阪神尼崎駅)に再配置し、証明・届出・相談・収納業務を行う。また、新たなサービスとして土曜日に住民票の写し等の証明書の交付を実施する。 ただし、中央、小田を除く各地区(立花、大庄、武庫、園田)の拠点施設及び東園田地域で、証明業務及び相談業務並びに高齢者・障害者の届出業務を行う。 なお、各地区の拠点施設での保健・福祉の届出(生活保護など一部の事務を除く。)は高齢者・障害者に限らず受付ける。また、阪急塚口駅周辺の施設で、戸籍及び住民異動の届出に関連する保健福祉の届出を受付ける。 2 改善理由 市民にとって利便性の高い鉄道主要ターミナルを中心として再配置することにより市民サービスの効果的な提供を図る。 3 実施時期 平成17年度 施設改修等 平成18年1月 実施	

1 平成17年度実施予定項目

(3) 公共施設の再配置と統廃合を進め、市有財産の有効活用を図る

単位:百万円

№	15年2月 ページ	事業名等	事業概要	改革改善の方向	効果額
					17年度
4	71	市営住宅 維持管理 業務の見 直し(市営 住宅の集 約化と跡 地売却)	1 対象 市営住宅 2 意図 市営住宅の建替等を行い、入居者の住環境の 維持向上に寄与する。 3 手段 公営住宅法等関係法令に基づき、建替等の事業 を行う。 4 事業費(一般財源) -	1 改善内容 市営住宅の建替に合わせて住宅の集約を図り、 老朽市営住宅の廃止、跡地の有効活用を行う。 空家住み替えによる住宅の統廃合等について は、現行の公営住宅法等のもとでは困難であるが、 引き続きその実現に向けて検討を行う。 2 改善理由 市営住宅の集約に伴い、跡地の活用を図るととも に、今後の建替事業について効率的な整備手法及 び事業運営を図る。 3 実施時期 平成17年度 琴浦、西難波、武庫川住宅の集約 建替について設計を実施	-
5	72	公園配置 の見直し	1 対象 市内に設置している公園(こども広場等を含む。) 2 現状 公園(住区基幹公園)の設置基準 (括弧内はH16.4.1現在の箇所数) ・街区公園(228箇所) 誘致距離 250m 面積 2,500㎡ ・近隣公園(18箇所) 誘致距離 500m 面積 20,000㎡ ・地区公園(6箇所) 誘致距離 1,000m 面積 40,000㎡	1 改善内容 公共施設の統廃合等により発生する大規模敷地 に公園を配置し、その周辺の小規模な公園を廃止 するなど、これまでの公園の規模、配置等について 見直し、一定規模のまとまりのある公園とする。ま た、街区公園を補完する目的で設置してきた子ども 広場について、その役割や新たな活用策を検討し、 順次、廃止・売却等を進めていく。 2 改善理由 ある程度の規模をもった良好な公園には周辺環 境を改善するといった効果が期待できる。また、一 定規模の公園とすることにより、多様な利用方法も 期待でき、新たなコミュニティの醸成や非常時の防 災拠点としての機能も期待できる。 3 実施時期 平成16年度から年次的に実施	34
6	72	小・中学校 の適正規 模・適正配 置による 学校跡地 の活用	1 対象 小・中学校の適正規模・適正配置による統合に よって生じる学校跡地 平成16年度 御園公園 3,258㎡ 平成17年度 明倫中学校 32,397㎡	1 改善内容 小・中学校の適正規模・適正配置による学校の跡 地については売却を基本とするが、公共施設の再 配置用地としての利用も含め、全市的なまちづくり の観点から有効活用について検討する。 平成16年度末をもって廃止される明倫中学校に ついては、一部を公営住宅の建替用地として活用 し、他の部分は地域の活性化や市財政に資するよ うな活用を図る。 2 改善理由 公共施設の再配置を促し、まちの活性化を図ると ともに、経済波及効果を期待する。 3 実施時期 平成16年度 御園公園 平成17年度 明倫中学校 平成18年度以降 調整が整ったところから実施	2,022

執行方針3 効果額合計	1,594
-------------	-------

収支改善額	1,538
-------	-------

1 平成17年度実施予定項目

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位:百万円

№	15年2月 ページ	事業名等	事業概要	改革改善の方向	効果額
					17年度
1	H17 追加	公の施設の 管理に係る指定 管理者制度の導入	1 対象 公の施設 2 意図 適正・効果的な管理運営 3 手段 直営、又は、管理委託 4 事業費(一般財源) -	1 改善内容 従来の管理委託制度により、市の出資団体、公共 的団体へ管理運営を委託している公の施設につい ては、指定管理者制度を導入する。 その他の施設については、管理経費の縮減や市 民サービスの向上が図られるかといった視点で検 討し、制度の導入効果が見込める施設については 同制度を導入する。 2 改善理由 公の施設の管理に民間の能力を活用し、効果的 な管理運営体制を確立する。 3 実施時期 平成17年度以降 条例改正 平成18年度以降 導入	-
2	81	クリーンセ ンターごみ 処理施設 維持管理 事業の見 直し (H17~)	1 対象 新第2工場等の運転管理体制 (建替え対象:現在の第1工場第1機械炉・第3工 場) 2 意図 焼却施設の適正管理 3 手段 焼却施設の運転管理業務 4 事業費(一般財源) 386百万円(386百万円)	1 改善内容 平成17年度稼働予定の新第2工場等(第1工場 第1機械炉及び第3工場の建替え)について、効率 的な運転管理体制を確立する。 2 改善理由 焼却施設の効率的な運転管理体制を確立するた め。 3 実施時期 平成17年4月	160
3	82	保育所の 環境改善 及び民間 移管	1 対象 保育に欠ける就学前児童 2 意図 児童の健全な育成及び資質の向上に寄与するこ とを目的とし、保護者が安心して子育てと仕事の 両立を図れる環境づくりを推進する。 3 手段 保育事業の円滑な実施推進、障害児保育、延 長保育等の実施 保育材料の購入と給食の実施 公立保育所の維持管理 34か所(プレハブ14か所、鉄筋20か所) 児童定員 2,750人 児童入所者数 2,658人(H16.10.1現在) 0歳(54人) 1歳(353人) 2歳(444人) 3歳(529人) 4歳(649人) 5歳(629人) 保育時間 午前7時30分から午後6時30分(11時間保 育)、午前7時からの早朝保育及び午後7時までの 延長保育有り(別料金) 4 事業費(一般財源) 4,537百万円(3,907百万円)	1 改善内容 民間法人主体による公立保育所(プレハブ5か 所)の建替えを進めるとともに、移管を行う。 建替え費用の一部を負担する新たな補助制度を 構築する。 2 改善理由 保育環境の改善、待機児童の解消、多様な保育 ニーズへの対応、保育所運営の効率化の視点か ら、民間活力の導入も図るなかでプレハブ保育所の 建替えを進める。 3 実施時期 平成16年度から年次的に実施 <平成16年4月> 猪名寺保育所(廃園幼稚園[園田北]活用) <平成17年4月 移管後一定期間は旧公立保育 所施設を使用> 武庫北保育所(県警西昆陽待機宿舎跡) 武庫西保育所(西武庫団地社会福祉施設用地) <平成18年度> 東園田保育所(旧老人福祉センター鶴の巣園用地) <平成19年度> 常光寺保育所(現地建替え) 4 その他 具体的な実施時期が確定した保育所について は、保育所用地の売却収入や施設整備費、開設準 備補助金などを効果額に追加している。	268

1 平成17年度実施予定項目

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位:百万円

№	15年2月 ページ	事業名等	事業概要	改革改善の方向	効果額
					17年度
4	82	あこや学園のアウトソーシング	1 対象 就学前の知的障害児 2 意図 就学前の知的障害児を通園させ、保護するとともに、社会性を伸ばし、生活習慣を会得するための療育を行う。 3 手段 発達の遅れのある1歳6ヵ月以上から就学までの幼児の療育施設として通園バスで送迎し、家庭との連携を密にしながらクラス別、個別療育や保護者学習会等を通して園児の全面的な成長、発達を促す。 4 その他 通所者 定員 50人 (H16.10.1現在 44人) 規模等 敷地 2,551.38㎡ 建物 726.18㎡ オープン 昭和38年5月25日 5 事業費(一般財源) 203百万円(96百万円)	1 改善内容 教育・障害福祉センター西側広場へ移転し、たじかの園との連携、ゆとりのある処遇時間の確保、バス通園に係る身体的な負担等の軽減を図る。 改築により、処遇環境の向上を図る。 施設の管理運営を(社福)尼崎市社会福祉事業団に委ねる方向とする。 2 改善理由 入所児童の身体的な負担の軽減と、肢体不自由児通園施設との連携による処遇の向上を図るとともに、合わせて施設運営の効率化を図る。 3 実施時期 平成17～18年度 施設整備及び指定管理者制度導入手続き 平成18年4月 実施	-6
5	86	市営住宅維持管理業務のアウトソーシング	1 対象 市営住宅10,881戸及び兵庫県住宅供給公社住宅40戸(H17.1.1現在) 2 意図 市営住宅の適正かつ効率的な管理を行い、入居者の利便性及び住環境の維持向上に寄与する。 3 手段 公営住宅法等関係法令に基づき、募集・入居業務、保守管理業務、維持補修業務、家賃収納・滞納整理業務等を行う。 4 事業費 1,437百万円	1 改善内容 委託可能で経費削減効果が見込める業務について、指定管理者制度を導入する。 2 改善理由 効率的な事業運営を図る。 3 実施時期 平成17年度 指定管理者制度導入手続き 平成18年度 実施	-
6	88	生涯スポーツレクリエーション事業の見直し	1 対象 全市民 2 意図 自発的にスポーツやレクリエーション活動に親しむ機会と場を提供しスポーツ・レクリエーション活動の普及、振興を通じて健康づくりやコミュニケーションづくりへの関心を高める。 3 手段 市内公園12か所でのスポーツ巡回指導 月例事業(サイクリング・ハイキング・ジョギング・フォークダンス・民謡) スポーツ用品の貸し出し 4 事業費(一般財源) 31百万円(31百万円)	1 改善内容 現在、職員で実施しているスポーツ巡回指導を地域での自主的な実施体制に年次的に移行する。 (平成15年度6件 16年度2件 17年度4件) 正規職員「1人減」(平成17年度から) ふれあいニュースポーツ事業の実施 の年次計画にあわせて、地域において定期的・計画的にニュースポーツ(グラウンドゴルフ等)の指導・啓発事業を実施する。 2 改善理由 地域での自主的な取組を促進する。 ニュースポーツ人口の拡大を図る。 3 実施時期 平成17年4月 スポーツ巡回指導の地域での自主的な実施体制への移行は、平成15年度から進めている。	9
7	H17追加	民間団体補助金の見直し	1 対象 民間団体(48事業) 2 意図 団体の自主的、公益的な活動を助成することにより、市民福祉の向上を図る。 3 手段 補助金の交付 4 事業費(一般財源) 35百万円(35百万円)	1 改善内容 既存民間団体補助金について一定の基準を定めて見直しを行う。 2 改善理由 補助の目的を明確化するとともに、団体の自立促進を図るため。 3 実施時期 平成17年4月	4

1 平成17年度実施予定項目

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位:百万円

№	15年2月 ページ	事業名等	事業概要	改革改善の方向	効果額
					17年度
8	H17 追加	心身障害者(児)医療費助成事業の対象者の拡充と一部負担金の見直し	1 対象 県 ・身体障害者手帳1～2級・知的障害重度の者 ・所得制限(給与収入) 本人7,284千円未満、配偶者・扶養義務者8,832千円未満(いずれも加算・控除あり) 市 ・身体障害者手帳1～3級・知的障害重度又は中度の者 ・所得制限 本人県と同じ、配偶者・扶養義務者なし 2 意図 心身障害者に対し、医療を受ける際に要する一部負担金を助成することにより、その負担を軽減し、もって福祉の増進を図る。 3 手段 ・保険診療医療費のうち、対象者が負担すべき額を助成する。 ・老人保健法による医療を受診した際に支払う一部負担金相当額を助成する。 4 事業費(一般財源) 1,923百万円(1,297百万円) 5 その他 平成16年度改革改善取組において、平成16年7月から本人に係る所得制限を県基準に変更。	1 改善内容 新たに精神障害者保健福祉手帳1級所持者を対象とする。なお、対象とする助成内容は、精神疾患による医療を除く一般医療とする。 自己負担及び限度額については、県制度の見直しに合わせる。 ・外来: 1 医療機関あたり、500円/日を限度に月2回(1,000円まで) ・入院: a 負担割合:定率1割負担 b 負担限度額:月額2,000円 c 長期入院:連続して3か月を超える入院の場合、4か月目以降は一部負担金を徴収しない。 ・なお、低所得者(1)は、外来:300円/日を限度に月2回(600円まで) 入院:1,200円/月 ただし、所得制限については、現行の市基準である、本人(特別児童扶養手当)及び扶養義務者(所得制限なし)を継続する。 2 改善理由 県制度の新設に伴い、新たに精神障害者保健福祉手帳1級所持者を対象に加えるとともに、対象とする医療についても県制度に合わせ、精神疾患を除く一般医療とする。 自己負担の限度額や低所得者に対して一定の対策が講じられたことから、県制度に合わせ自己負担を導入する。 3 実施時期 平成17年7月 1 市民税非課税世帯で世帯員全員の前年所得が0(給与または年金収入65万円以下)の場合 失業・災害対策が適用された場合、受給者は一部負担金を免除、受給者以外は所得要件を満たせば受給資格を認定する。(最長6ヶ月)	115
9	H17 追加	知的障害者通所更生施設運営補助金の廃止	1 対象 市内設置の知的障害者通所更生施設3施設 2 意図 加配職員の人件費相当を補助することで知的障害者通所更生施設の利用者への良好な処遇を確保することにより、安定した施設運営を図る。 3 手段 利用者を処遇するのに必要な指導員(加配分)を確保するために要する経費を補助する。 加配職員1人当たり3,500千円(3施設8人分) 4 事業費(一般財源) 28百万円(28百万円)	1 改善内容 運営補助金(加配職員に係る人件費相当)を廃止する。 ただし、激変緩和措置として平成17年度は現行の1/2を削減する。 2 改善理由 支援費制度下におけるサービス提供法人の運営の自主自立を求めるため。 3 実施時期 平成17年4月	14
10	H17 追加	地域敬老事業の見直し	1 対象 70歳以上の高齢者 2 意図 長寿を祝い、かつ多年にわたり社会の発展に貢献してきたことに感謝し、手ごたえのある豊かな長寿社会の形成に寄与するとともに、高齢者自身の生きがいや生活の向上を図る。 3 手段 尼崎市社会福祉協議会に委託し、各地域で敬老事業にふさわしい催し物等を実施する。 4 事業費(一般財源) 54百万円(54百万円)	1 改善内容 事業内容を工夫し、事業費を3割削減する。 2 改善理由 当該事業は地域の社会福祉協議会との共催事業で、地域福祉活動促進の観点からは意義あるものであり、事業は継続するが、事業費を縮減し、事業内容を工夫して実施する。 3 実施時期 平成17年4月	16

平成17年度実施予定項目

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位:百万円

№	15年2月 ページ	事業名等	事業概要	改革改善の方向	効果額
					17年度
11	H17 追加	老人医療 費助成事 業の対象 者の一部 負担金の 見直し	1 対象 県 ・65～69歳の高齢者(老人保健法医療受給者を除く) ・所得制限:市民税非課税(平成15年7月～) 市 ・65～69歳の高齢者(老人保健法医療受給者を除く) ・所得制限額 1,450千円(加算・控除あり、平成14年7月～) 2 意図 医療費の一部を助成することにより、老人保健の向上に寄与するとともに老人福祉の増進を図る。 3 手段 保険診療医療費のうち、受診者が負担すべき額から、老人保健法の規定により算出した一部負担金に相当する額を控除した額を助成する。 4 事業費(一般財源) 1,378百万円(796百万円) 5 その他 平成16年度改革改善取組において、平成16年7月から市基準の対象者について、医療費に係る自己負担を現行の1割負担から2割負担に変更。(所得制限は据置)	1 改善内容 自己負担及び限度額については、県制度の見直しに合わせる。 ・2割負担(ただし、限度額は老人保健医療の1割負担額に準じる) ・なお、低所得者(1)は1割負担 所得制限額については、現行の市基準である、145万円(加算・控除あり)を継続する。ただし、一定以上所得者(2)の家族については、対象外とする。 2 改善理由 負担の公平性を図る観点から、一定以上所得者の家族は、対象外とする。 自己負担の限度額が据置かれ、また、低所得者対策も講じられたことから、県制度に合わせ自己負担を変更する。 3 実施時期 平成17年7月 1 市民税非課税世帯で世帯員全員の前年所得が0(給与または年金収入65万円以下)の場合 2 市民税課税所得が124万円以上の65歳以上の者で、かつ、同一世帯の65歳以上の者の収入の合計額が637万円以上の者 失業・災害対策が適用された場合、受給者は一部負担金を免除、受給者以外は所得要件を満たせば受給資格を認定する。(最長6ヶ月)	114
12	H17 追加	母子家庭 等医療費 助成事業 の一部負 担金の見 直し	1 対象 県 ・配偶者のない女子で、18歳未満に属する年度の末日以前の児童を扶養している者とその児童(20歳に達する日の属する月の末日以前の高等学校等在学中の者を含む) ・母子に類似の父子、遺児にも適用 ・所得制限は児童扶養手当に準ずる(扶養家族1人の母の給与収入354.3万円未満) 市 ・県と同じ(20歳に達する日の属する年度の末日以前の高等学校等在学中の者を含む) ・県制度と同じく、父子、遺児にも適用 ・所得制限は児童扶養手当の扶養義務者等の所得制限額(扶養家族1人の母の給与収入410万円以下) 2 意図 母子家庭の母、父子家庭の父及びこれらに扶養されている児童並びにこれに準ずる児童に対し、医療費の一部を助成することにより、母子等の保健の向上に寄与するとともに福祉の増進を図る。 3 手段 保険診療医療費のうち、対象者が負担すべき額を助成する。 4 事業費(一般財源) 493百万円(329百万円) 5 その他 平成16年度改革改善取組において、平成16年7月から所得制限を児童扶養手当の扶養義務者等の所得制限額とした。	1 改善内容 自己負担及び限度額については、県制度の見直しに合わせる。 ・外来: 1医療機関あたり、500円/日を限度に月2回(1,000円まで) ・入院: a 負担割合:定率1割負担 b 負担限度額:月額2,000円 c 長期入院:連続して3か月を超える入院の場合、4か月目以降は一部負担金を徴収しない。 ・なお、低所得者(1)は、外来:300円/日を限度に月2回(600円まで) 入院:1,200円/月 2 改善理由 自己負担の限度額や低所得者に対して一定の対策が講じられたことから、県制度に合わせ自己負担を導入する。 3 実施時期 平成17年7月 1 市民税非課税世帯で世帯員全員の前年所得が0(給与または年金収入65万円以下)の場合 失業・災害対策が適用された場合、受給者は一部負担金を免除、受給者以外は所得要件を満たせば受給資格を認定する。(最長6ヶ月)	48

1 平成17年度実施予定項目

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位:百万円

№	15年2月 ページ	事業名等	事業概要	改革改善の方向	効果額
					17年度
13	H17 追加	乳幼児医療費助成 事業の一部負担金 の見直し	1 対象 県 ・義務教育就学前の乳幼児 ・所得制限 0歳はなし、1歳児からは児童手当特 例給付の所得制限を準用(扶養家族2人の場合の 給与収入金額 737.8万円未満) 市 ・県と同じ 2 意図 乳幼児に対し、医療費の一部を助成することによ り、乳幼児保健の向上に寄与するとともに、乳幼 児の福祉の増進を図る。 3 手段 保険診療医療費のうち、対象者が負担すべき額 を次のとおり助成する。 県 ・外来:定率1割負担(上限5,000円/月)を除く 額を助成 ・入院:自己負担分を全額助成 市 ・外来: 3歳未満児は自己負担分を全額助成 3歳以上児は県と同じ ・入院: 県と同じ 4 事業費(一般財源) 964百万円(597百万円)	1 改善内容 3歳以上児の自己負担は、県制度の見直しに合 わせる。 ・外来: 1医療機関あたり、700円/日を限度に月2回 (1,400円まで)とする。 ・入院: a 負担割合:定率1割負担 b 負担限度額:月額2,800円 c 長期入院:連続して3か月を超える入院の場 合、4か月目以降は一部負担金を徴収しない。 ・なお、低所得者(1)は、外来:500円/日を限 度に月2回(1,000円まで)入院:2,000円/月 3歳未満児の外来・入院における自己負担及び 限度額については、現行どおり自己負担なしとす る。 2 改善理由 自己負担の限度額や低所得者に対して一定の対 策が講じられたことから、3歳以上児については県 制度に合わせ自己負担を導入する。なお、3歳未満 児については、自己負担分を全額助成する。 3 実施時期 平成17年7月 1 市民税非課税世帯で世帯員全員の前年所得 が0(給与または年金収入65万円以下)の場合 失業・災害対策が適用された場合、受給者は 一部負担金を免除、受給者以外は所得要件を満た せば受給資格を認定する。(最長6ヶ月)	-45
14	99	法人保育 所補助金 (一般児加 算)の削減 と再構築	1 対象 市内の法人保育所 2 意図 法人保育所に入所している児童の処遇改善及び 当該保育所の円滑な運営を図る。 3 手段 0歳児を除く児童一人当たり4,700円/月(平成1 5年度)を補助する。(平成14年度までは6,800 円/月の補助) (年間延べ対象者数) 平成14年度 35,196人(決算) 平成15年度 35,204人(決算) 平成16年度 37,884人(当初予算) 4 事業費(一般財源) 178百万円(178百万円)	1 改善内容 定員を超えて児童を受入れた法人保育所に対し て、必要な保育士を配置する経費の一部を補助す る。 定員を超えて受入れた児童1人当たり30,000円 /月を補助する。ただし、激変緩和措置として平成 17年度は、定員1人当たり3,000円/月と定員を超 えて受け入れた児童1人当たり10,000円/月を補 助する。 また、平成18年度は、定員1人当たり1,500円/月 と定員を超えて受け入れた児童1人当たり20,000 円/月を補助する。 2 改善理由 良質で安定した保育を確保しながら待機児童解 消対策を推進する。 3 実施時期 平成17年4月	1
15	H17 追加	原爆被爆 者見舞い 品支給事 業の廃止	1 対象 市内に居住する被爆者健康手帳の交付を受け た者 2 意図 被爆者の会救護事業補助及び被爆者の激励と 健康の維持管理の一助とするため。 3 手段 7月及び11月に健康診断を実施し、更に健康の 維持管理に役立つ見舞品を支給する。 4 事業費(一般財源) 384千円(384千円)	1 改善内容 見舞品支給事業を廃止する。 2 改善理由 激励効果も薄れ、健康維持管理として県が実施し ている健康診断等の施策により当初の目的を達成 している。 3 実施時期 平成17年4月	0

1 平成17年度実施予定項目

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位:百万円

№	15年2月 ページ	事業名等	事業概要	改革改善の方向	効果額
					17年度
16	H17 追加	地区施設 機能の総 合センター への統合	1 対象 総合センター、公民館分館、老人福祉センター分館、青少年会館の機能 2 意図 人権が尊重されるコミュニティづくりの拠点として、総合センターの活動の発展・充実を図る。 3 手段 公民館分館、老人福祉センター分館、青少年会館の機能を総合センターへ統合する。	1 改善内容 各地区施設の機能を総合センターへ機能統合する。 2 改善理由 13年市同和対策審議会答申の趣旨に沿って、地域住民が交流し、人権が尊重されるコミュニティづくりの拠点としての総合センター機能を発展・充実するため。 3 実施時期 平成17年度 具体案の検討	-
17	130	青少年健 全育成市 民運動事 業の廃止	1 対象 全市民 2 意図 青少年に関係する団体が中心となって、環境浄化運動や啓発活動等を各地区の実情に応じて展開し、市民一人ひとりが自分の課題として青少年問題を考え、行動する地域社会を作り出す。 3 手段 6行政区の青少年を育てる協議会等に事業委託を行い、勤労・福祉活動、スポーツ・レクリエーション活動、学習・文化活動などの事業を展開する。 4 事業費(一般財源) 2百万円(1百万円)	1 改善内容 事業を廃止する。 2 改善理由 県の補助を受けて実施しているものであるが、16年度末で県費補助が終了するため、それにあわせて廃止する。 3 実施時期 平成17年4月	1
18	132	常時啓発 事業、選 挙事務に おける執 行体制の 見直し	1 対象 有権者 2 意図 有権者の政治意識の向上と公職選挙法等に基づく選挙事務の適正な執行を図る。 3 手段 各種の常時啓発事業及び投・開票事務等の選挙事務を実施する。 4 事業費(一般財源) 244百万円(122百万円)	1 改善内容 選挙事務の繁忙期と閑散期に見合った事務局の執行体制の見直しを図る。 2 改善理由 より効率的、経済的な事務の執行を図るため。 3 実施時期 平成17年10月	9

執行方針5 効果額合計	708
収支改善額	-25

1 平成17年度実施予定項目

(7) 新たな行政経営システムの確立と、まちの価値を高める取組を進める

単位:百万円

No	15年2月 ページ	事業名等	事業概要	改革改善の方向	効果額 17年度
1	134	新たな行政経営システムの確立と発展	1 対象 市職員、市民 2 意図 事務事業評価を中心とした、ニュー・パブリック・マネジメントによる行政経営を実現する。 3 手段 マネジメントシステムの構築 改革改善運動の展開 事務事業評価の発展 4 事業費(一般財源) 5 百万円 (枠配分予算編成効果額:平成17年度 422百万円)	1 改善内容 新たな行政経営システムを確立するために、事務事業評価を中心として次の取組を進める。 枠配分予算編成手法の導入 一定の一般財源を各局に配分し、各局において主体的な事務事業の再構築を図り予算編成を行う「枠配分予算編成手法」を導入する。 新規事業評価の実施 新規検討事業評価を継続して実施する。 施策評価委員会の運営 施策評価委員会の運営を継続して行う。 全庁的改革改善実践運動の展開 全庁的改革改善実践運動と提案運動を継続して実施する。 取組成果の人事評価への反映 事務事業の見直しの成果達成と管理職員の目標管理制度及び一時金の業績給との連動を引き続き検討する。 2 改善理由 ニュー・パブリック・マネジメントに基く成果志向を中心とした行政経営システムを確立するため。 3 実施時期 平成16年度から実施 平成15年度一部実施、16年度から実施 平成15年度から実施 平成15年度から実施 平成17年度検討	422
2	H17追加	新たな退職管理制度の実施	1 対象 行政職及び消防職の課長級以上の職員 2 意図 現在の本市職員の歪な年齢構成を是正する手段としては、国に準じた希望退職制度を有するのみであるが、更なる職員の新陳代謝の促進を図るための取組を行う。	1 改善内容 行政職及び消防職の課長級以上の職員に対し、希望退職制度の充実、役職定年制度及び年度途中退職制度の導入を行い、円滑な世代交代を図る。 2 改善理由 本市職員の歪な年齢構成を是正し、人事・組織の活性化、職員の新陳代謝の促進を図るため。 3 実施時期 平成17年度(ただし年度途中退職は平成18年度)	-
3	136	契約締結業務の見直し	1 対象 登録業者 2 意図 公正・透明性のある契約の締結を行い、市行政の公金支出の適正執行に資する。 3 手段 売買、請負その他の契約について、一般競争入札、指名競争入札、随意契約のいずれかの方法で実施する。 4 事業費(一般財源) -	1 改善内容 電子入札制度について、兵庫県に呼応し、国土交通省が提示する電子入札コアシステムを基本としたシステムを、他市町との共同利用方式により導入する。 2 改善理由 競争性の向上、公正性・透明性の向上、入札者に対するサービスの向上を図るため。 3 実施時期 平成17年度 システム開発 平成18年度 運用開始	-23

執行方針7 効果額合計	399
収支改善額	395
執行方針1～7 効果額合計	4,297
執行方針1～7収支改善額合計	2,686

2（参考）平成18年度以降の主な実施予定項目

No	15年2月 ページ	事業名等	事業概要	改革改善の方向
1	71	市立幼稚園の見直し	1 対象 就学前児童 2 意図 幼児を保育し、適切な環境を与えて、その心身の発達を助長すること。 3 手段 18園 4 事業費（一般財源） 1,063百万円(857百万円)	1 改善内容 市立幼稚園のあり方等について検討を行う。 2 改善理由 私立幼稚園が市内園児の相当数の幼児教育を担っている中で、園児1人当たりの公費負担の格差が開いており、また、私立幼稚園の定員にも余力があることから、市立幼稚園の見直しについての検討を行う。 3 実施時期 平成17年度 見直し計画の策定 平成18年度 実施に向けての調整
2	71	青少年センター機能の見直し	1 対象 青少年センター 2 意図 青少年の健全育成と福祉の増進を図るため各種事業を推進する施設であり、若者達の相互のふれあいと交流を深め、自主的な活動を推進する。 3 手段 ・各種青少年団体への活動の場の提供 ・青少年指導者養成のための各種講座の開催など 4 事業費（一般財源） 34百万円(33百万円)	1 改善内容 青少年センターのあり方、機能について再精査を行う。 2 改善理由 青少年が集い、交流できる場所として必要な機能を整理、検討する。 3 実施時期 平成18年度
3	72	市立全日制高等学校の見直し	1 対象 尼崎高等学校、尼崎東高等学校、尼崎産業高等学校 2 意図 高等学校教育の推進 3 手段 市単独で実施 4 事業費（一般財源） 2,908百万円(2,906百万円)	1 改善内容 平成16年度に策定された市立全日制高等学校教育改革基本計画をもとに、県と調整を図る中で、高等学校の改革を押し進める。 2 改善理由 適正規模、特色づくりの推進 3 実施時期 平成17年度 実施計画の策定 平成18年度 新しい学校施設の基本設計・実施設計 平成19年度 20年度の入学選抜制度改編に向けて県と協議
4	72	市立定時制高等学校の見直し	1 対象 尼崎工業高等学校、城内高等学校 2 意図 高等学校教育の推進 3 手段 市事業負担(教員は県費負担) 4 事業費（一般財源） 298百万円(297百万円)	1 改善内容 県立高等学校教育改革の計画と調整していく中で、適正化に向けて協議を進める。 2 改善理由 適正規模の推進 3 実施時期 -
5	76	競艇場ファン駐車場整備の検討	1 対象 競艇場来場者 2 意図 車による来場者に対応する。 3 手段 競艇場周辺に11箇所735台の来場者用公営駐車場を設置している。	1 改善内容 競艇場に近接する土地への新たな駐車場の整備について、周辺用地等の動向も踏まえ、経費面や施設内容等について検討を行う。 2 改善理由 地域の生活環境の向上とファンの利便性の確保には、点在する駐車場の集約と一定台数の確保が不可欠であるため。 3 実施時期 —

2 (参考) 平成18年度以降の主な実施予定項目

No	15年2月 ページ	事業名等	事業概要	改革改善の方向
6	81	みのり園 のアウト ソーシング	1 対象 中・軽度の知的障害者(15歳以上30歳未満) 2 意図 中・軽度の知的障害者に対し、自活に必要な指導及び訓練を行い、個々の有する能力を伸長させ、また、社会適応能力を向上させることによって社会の一員として自立を図る。 3 手段 中・軽度の知的障害者が日常生活を送る上で必要となる生活指導や職業訓練等を行う。 生活訓練 職業訓練 4 その他 通所者 定員 35人 (H16.10.1現在 17人) 規模等 敷地 1,079.35㎡ 建物 688.48㎡(鉄筋コンクリート2階建) オープン 昭和52年9月13日 5 事業費(一般財源) 71百万円(71百万円)	1 改善内容 みのり園を法内施設である知的障害者授産施設に移行する。 老朽化しているみのり園の施設を整備する。 みのり園に新たに障害者就業・生活支援センター的機能を付加する。 みのり園を民間等の社会福祉法人に移管する。 2 改善理由 施設を整備し処遇環境の向上を図るとともに、障害者就業・生活支援センター的な機能を付加することにより就業支援を促進する。また、民間等に移管することにより、効率的な運営を図る。 3 実施時期 平成19年度以降 (具体的年次、手法について早急に整理する。)
7	81	まつば園 のアウト ソーシング	1 対象 18歳以上の知的障害者 2 意図 重度の知的障害者を日々、保護者のもとから通所させて日常生活等の指導訓練を行う。 3 手段 重度知的障害者が日常生活を送る上で必要となる生活指導及び作業訓練等を行う。 生活指導 作業訓練 4 その他 通所者 定員 45人 (H16.10.1現在 38人) 規模等 敷地 661.15㎡ 建物 669.77㎡(鉄筋コンクリート2階建) オープン 昭和58年5月1日 5 事業費(一般財源) 128百万円(87百万円)	1 改善内容 老朽化しているまつば園の施設を整備する。 まつば園を民間等の社会福祉法人に移管する。 2 改善理由 施設を整備し処遇環境の向上を図るとともに、民間等に移管することにより、効率的な運営を図る。 3 実施時期 平成19年度以降 (具体的年次、手法について早急に整理する。)
8	86	下水施設 管理事業 (武庫川処 理区)の効 率化	1 対象 栗山中継ポンプ場、尾浜中継ポンプ場、富松中継ポンプ場、大庄中継ポンプ場、東難波雨水ポンプ場の維持・運転操作業務 2 意図 下水施設管理事業の適正管理 3 手段 栗山中継ポンプ場 直営10人、尾浜中継ポンプ場 公社9人、富松中継ポンプ場 直営4人、大庄中継ポンプ場 環境整備事業公社9人、東難波雨水ポンプ場(環境整備事業公社委託)による維持・運転操作業務 4 事業費(一般財源) 203百万円(60百万円)	1 改善内容 各ポンプ場の直営管理一元化を図る。 大庄中継ポンプ場は、施設規模、地域性、整備コスト等より公社委託し管理する。 2 改善理由 現行の維持管理業務の水準を確保しながら、より経済性、効率性を図るため。 3 実施時期 平成18年度
9	88	小学校給 食調理業 務の見直 し	1 対象 小学校44校、養護学校1校 2 意図 心身の健全な発達及び食生活の改善 3 手段 自校・単独・直営方式 4 事業費(一般財源) 1,178百万円(1,178百万円)	1 改善内容 従前より正規調理師の退職動向に併せて運営の効率化を進めてきたが、今後更に調理師配置基準の見直しを行うとともに民間委託も視野に入れ、業務の経済性、効率性の観点から、具体的な方策について引き続き検討を行っていく。 2 改善理由 安全でおいしい給食を維持しつつ更に効率的な運営を進める。 3 実施時期 平成18年度以降

2 (参考) 平成18年度以降の主な実施予定項目

No	15年2月 ページ	事業名等	事業概要	改革改善の方向
10	115	尼崎21世紀の森構想推進事業(推進母体への支援)の見直し	1 対象 国道43号以南の臨海地域約1,000ha 2 意図 平成13年度に策定された森構想を推進し、自然環境の回復・創造を中心としたまちづくりにより、市民の暮らしにゆとりとうるおいをもたらし、臨海地域を魅力と活力あるまちに再生する。 3 手段 森づくり協議会を設置し、地域のコンセンサスを得ながら、市民をはじめあらゆる主体の参画と協働により森づくりを進めていく。特に、先導整備地区である拠点地区では、県を主体に大規模な緑地を整備するとともに、にぎわい交流拠点や産業の育成・支援拠点の整備を進める。 4 事業費(一般財源) 5百万円(5百万円)	1 改善内容 森構想の推進母体の自立を促進することにより、行政からの運営支援を段階的に軽減する。 2 改善理由 将来的に推進母体の独立、法人化等を目指す。 3 実施時期 平成18年度
11	115	IP電話導入についての検討	1 対象 本庁舎内の電話設備 2 意図 行政の活動拠点としての通信機能を維持する。 3 手段 老朽化してきている電話設備の更新を行う。 4 事業費(一般財源) 58百万円(58百万円)	1 改善内容 本庁舎で使用中の電話設備に替えて庁内LANを利用したIP電話設備の導入を検討する。また、庁内LANの無線化に併せた検討も行う。 2 改善理由 IP電話導入による通話料、電話工事費の削減、既存の電話配線の撤去等の効果が期待できるため。 3 実施時期 —
12	127	私立大学等入学支度金貸付収納事務の見直し	1 対象 市内居住している者で経済的理由により私立大学・私立高校等に進学させることが困難な保護者 2 意図 保護者の経済的負担の軽減 3 手段 貸付(無利子) 私立大学 30万円以内 私立高校等 10万円以内 40か月以内に均等月賦償還 4 事業費(一般財源) 10百万円(10百万円)	1 改善内容 口座振替等収納方法について検討を行ってきたが、手数料の負担等の問題が多く導入することが困難であることから、現在、連帯保証人への折衝や夜間徴収など収納率向上に努めている。今後とも更に滞納の長期化・高額化を防ぎ、借受人への督促等の強化を図っていく。 2 改善理由 効率的な収納事務を推進していくため。 3 実施時期 —
13	129	学校開放運営事業の見直しと受益者負担の導入	1 対象 全市民 2 意図 身近なスポーツ活動の場を提供し、健康づくりや地域スポーツの振興とコミュニティの増進を図る。 3 手段 小・中学校の体育館や運動場等をスポーツ施設として市民に開放する。 4 事業費(一般財源) 144百万円(144百万円)	1 改善内容 スポーツ開放以外の施設開放も含めた学校施設全体の効果的・効率的な管理手法について引き続き検討を行う。なお、新たな要因として学校の安全・安心対策が求められていることから、効果的・効率的な学校管理のあり方について更に検討していく。 2 改善理由 地域に開かれた学校づくりを推進する。 3 実施時期 学校の安全・安心対策を含め、効率的な方策を更に検討していく。